

有価証券店頭デリバティブ取引（ひまわり CFD）に係るご注意

本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことが出来ることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しております。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・法人のお客様の場合
- ・個人のお客様で、当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

（注2）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

有価証券店頭デリバティブ取引
(証券 CFD)
取引説明書



ひまわり証券
sec.himawari-group.co.jp

有価証券店頭デリバティブ取引(以下、「証券CFD」という。)のうち、株価を原資産とする取引を「株式CFD」、主要国株式市場の株価指数を原資産とする取引を「指数CFD」、債券および金利先物を原資産とする取引を「債券CFD」とそれぞれいいます。

証券CFDでは、取引対象である原資産の関連市場における価格変動に大きく左右され、原資産となる株式、株価指数、および債券の価格は、急激かつ大幅に変動することがあります。証券CFDは、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面だけではなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

証券CFD取引のリスク等重要事項について	2
証券CFD取引の仕組みについて	3
証券CFD取引の方法	3
証券CFD取引手数料の概要	3
証券CFD取引証拠金	4
お客様口座の資産	5
証券CFD取引に係る税金について	6
証券CFD取引の際の手続き	6
当社の概要	7
苦情受付窓口	7
苦情処理・紛争解決	7
ひまわりCFD取引に関する主要な用語	8

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様に対して、交付する書面で同法第2条に規定する店頭デリバティブ取引の内、同項第2号に規定する取引に該当する証券CFD取引をするに当たってご理解していただく必要のある重要事項を説明するためにお渡しするものです。

お客様が証券CFD取引を開始する場合または継続する場合には、本書面の内容を十分ご理解いただき、取引の仕組みやリスクについて十分把握された上で、お客様の知識、取引経験、財産の状況および投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様のご自身の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

証券 CFD 取引のリスク等重要事項について

証券 CFD 取引は、当該国等の経済情勢や政治動向等の状況の変化によって取引対象である原資産となる株式、株価指数、および債券の価格は、急激かつ大幅に変動することがあり、損失が生ずることがあります。さらに、取引金額はお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が預託した証拠金の額を上回ることがあります。金利の変動は、証券 CFD 取引の対象となる原資産の価格のみならず、オーバーナイト金利に影響します。市場金利が変動すれば、オーバーナイト金利も変動します。その際、オーバーナイト金利の受取が発生しないことがあります。相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格の価格差(スプレッド)が拡大したり、銘柄によっては、市場での売買高が少ないため、新規・決済取引の区別に関わらず、意図した取引ができなくなる可能性もあります。証券 CFD は通常インターネット上の取引システムを介して取引されることから、電子的な取引を行う上でのオペレーショナル・リスクが存在します。当社のコンピュータ、コンピュータ・ネットワーク、取引システム、ウェブサイトまたはその他の外部要因等による障害が、お客様の取引の執行や決済を遅滞させる可能性があります。これにより、お客様に損失が生じる可能性があります。取引手数料については、指数 CFD および債券 CFD では発生しません。株式 CFD についてのみ約定ごとに発生し、お客様の取引口座から差引かれます。なお、証券 CFD に関する損益や金利、取引手数料等は該当する銘柄の決済通貨で発生します。したがって、外貨建ての銘柄を取引する場合、お客様の口座には損益、金利、取引手数料等外貨のキャッシュ・バランスが発生しますが、持ち越し(ロールオーバー)後、ひまわり交換レートにて自動的に円に両替されます。請求額の詳細は、取引残高報告書に記載されます。お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

お客様の資産は、みずほ信託銀行株式会社への金銭信託により信託保全を行い、当社の自己資金とは分別して管理しております。

当社のカバー先金融機関は 平成 24 年 1 月 9 日現在以下の通りです。

CMC Markets Japan 株式会社

東京都港区赤坂 4-15-1

関東財務局長(金商)第 275 号(金融商品取引業)

加入協会: 日本証券業協会・社団法人金融先物取引業協会・社団法人日本証券投資顧問業協会

証券 CFD 取引の仕組みについて

当社における証券 CFD 取引の業務は、金融商品取引法、その他の関係法令及び日本証券業協会の規則を遵守して行います。証券 CFD 取引とは、一定の証拠金額を維持することを条件に、原資産となる国内外の金融商品等の価格や指数を参照して売買契約を締結し、当初の売買時点ではその対価の支払いおよび原資産の引渡しを行わず、その後に行う反対売買（決済）の時点において生じる差損益（差金）のみを決済する取引です。

証券 CFD 取引の方法

当社の証券 CFD 取引システムには、お客様がインターネットを通じてウェブサイトアクセスして使うものと、補助的にご利用いただける携帯端末を利用して携帯ウェブサイトアクセスするものがあります。携帯端末を除く当社の取引システムをお使いの際には、いつでもリアルタイムにすべてのポジション、取引状況、取引報告書を、取引ソフトウェアを通じて確認することが可能です。

債券 CFD 取引では債券先物銘柄が取引対象となるため、最終決済日の設定された期限のある限月取引となります。株式 CFD および指数 CFD では、最終決済日といった決済期限がありません。ただし、株式合併、株式分割等の権利処理が行なわれる場合、または当社において決済期限の必要が生じた場合は、決済期限が設定されることがあります。

証券 CFD 取引手数料の概要

当社の株式 CFD を取引いただく際には、手数料等が必要となります。なお、手数料等を変更する場合、お客様には事前に電子的方法等にて通知いたします。

(1) 取引手数料

指数 CFD および債券 CFD を行う際には、取引手数料は発生しません。株式 CFD についてのみ取引手数料がかかります。株式 CFD 取引手数料の算出方法は以下のとおり計算されます。

【米国株以外】

$$\text{取引手数料} = \text{約定金額} \times \text{取引手数料率}$$

【米国株】

$$\text{取引手数料} = \text{取引株数} \times \text{取引手数料額}$$

関連市場ごとの株式 CFD の取引手数料は以下の表のとおりです（表示価格は、すべて税込価格です）。

国	取引手数料/率
日本	0.1575%
米国	0.021 ドル/株
香港	0.2625%
イギリス	0.1575%
ドイツ	0.1575%
フランス	0.1575%
スイス	0.1575%

(2) 取引手数料の請求方法

取引手数料については、株式 CFD の約定と同時にお客様の取引口座から差引かせていただきます。差引かれた取引手数料

料が外貨の場合、翌営業日の清算処理時に自動的に基本通貨(日本円)に両替され、請求額の詳細は、取引残高報告書に記載いたします。

(3) オーバーナイト金利

株式 CFD、および指数 CFD については、オーバーナイト金利の対象となります。

お客様が上記 CFD のポジションを買い持ちしている場合には金利は支払となり、売り持ちしている場合には金利は受取となります。しかし、売り持ちの場合でも、各国の政策金利状況によっては受取金利が発生しない場合もあります。

(4) オーバーナイト金利の算出方法

オーバーナイト金利は、政策金利に基準金利を加算または減算し、これに持ち越したポジションの約定金額を乗じ、360(関連市場がオーストラリア・英国・ニュージーランドの場合は 365) で除して算出します。

(5) オーバーナイト金利の請求方法

オーバーナイト金利は持ち越し後、お客様口座から引き落としまたは入金します。発生したオーバーナイト金利が外貨の場合、翌営業日の清算処理時に自動的に基本通貨(日本円)に両替します。請求額の詳細は取引残高報告書に記載いたします。

(6) ひまわりスプレッド(ビッド/オファー・スプレッド)

当社がお客様に提示する指数 CFD および債券 CFD のビッド価格・オファー価格(ひまわり提示価格、以下、「提示価格」という)には、既に当社の手数料が織り込まれています。そのため、ブレイク・イーブン(差損益がない状態)になるためには、当該提示価格がお客様にとって有利な方向に変動する必要があります。

ビッドとオファーの価格差は、ティック・バリューによって決まります。

証券 CFD 取引証拠金

当社の証券 CFD 取引ではすべて必要証拠金額の資金を預け入れて取引していただきますが、以下の点にご注意ください。

(1) 証拠金の差入

お取引を開始する際には、当社に必要証拠金額以上の当初証拠金をお預け入れいただく必要があります。

(2) 必要証拠金額(取引証拠金)

	個人の方の必要証拠金額	法人の方の必要証拠金額
株式 CFD	取引価格 × 取引数量 × 証拠金率(20% ~ 100%)	取引価格 × 取引数量 × 証拠金率(10% ~ 100%)
指数 CFD	取引価格 × 取引数量 × 証拠金率(10%)	取引価格 × 取引数量 × 証拠金率(5%)
債券 CFD	取引価格 × 取引数量 × 倍率(100倍) × 証拠金率(2%)	取引価格 × 取引数量 × 倍率(100倍) × 証拠金率(2%)

平成 23 年 3 月 25 日以降に法人口座を開設された法人のお客様は「株式 CFD が 10 ~ 100%」「指数 CFD が一律 5%」の証拠金率でお取引していただけますが、平成 23 年 3 月 24 日以前に法人口座を開設された法人のお客様は個人口座同様「株式 CFD が 20 ~ 100%」「指数 CFD が一律 10%」となっております。証拠金率変更をご希望のお客様は書面での手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

(3) 証拠金の振り分け

証拠金を預け入れいただく場合、ご入金時は「株式 CFD」口座に反映されますので、「指数 CFD」「債券 CFD」のお取引を行う場合は、お客様ご自身で証拠金を振り分けていただく必要があります。なお、ご出金の際も「株式 CFD」経由にて行なわれます。

(4) ロスカット

「株式 CFD」「指数 CFD」「債券 CFD」はそれぞれ資金管理が別となっております。株式 CFD・指数 CFD・債券 CFD 取引それぞれについて、総資産額が必要証拠金額、もしくは 200 米ドル相当額のいずれか大きい額に達した場合、当社の任意で一部またはすべてのポジションが強制決済(ロスカット)されます。

原則、一部決済の場合のロスカット基準は以下になります。

1. ポジションごとの証拠金使用額 × (証拠金率+ロスカット水準)の大きいものから強制決済
2. 以下、ロスカットレベルを脱するまで1の繰り返し

ロスカットの注意事項

原市場である取引所において価格が寄り付かない場合等、価格提示ができないことから総資産額が必要証拠金額や 200 米ドル相当額に達していてもロスカットされないことがあります。これにより、相場状況によっては口座残高がマイナスとなる場合もあります。

お客様口座の資産

持ち越し(ロールオーバー)の場合

日々清算値で差損益を計算して、発生した差損益をキャッシュ・バランスに反映させます。その後は清算値を基準に評価計算され、持ち越すたびに繰り返されます。

決済の場合

決済による金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$$\text{約定価格差} \times \text{取引数量} \pm \text{金利} \pm \text{配当} - \text{手数料により算出した金銭}$$

お客様口座の資産は、下記のうち該当するすべての金額の合計となります。

- ・ お客様が口座に入金した預入額(+)
- ・ CFD 取引にかかる損益(±)
- ・ 配当やその他コーポレート・アクションに基づく調整(±)
- ・ オーバーナイト金利(±)¹
- ・ 外貨建て取引の場合の為替差損益(±)
- ・ 為替コスト(両替手数料)(-)²
- ・ その他取引および口座にかかるすべての費用等(-)

¹ 株式 CFD、指数 CFD にのみ該当します。ロールオーバー・レートの調整を通じて資産に反映されます。

² 外貨建て銘柄を取引した際には、差損益は外貨で発生します。この外貨は日々の清算時において日本円に自動両替されます。自動両替で使用する価格は、ひまわり交換レートのスプレッドの 10 倍を、中値から加減します。

お客様のポジションは、該当する証券 CFD 銘柄の取引時間中、随時、当社の使用する市場レート(中値、ただし取引終了時には清算値)で計算され、よって資産も随時変動することとなります。

資産は、既存ポジションの維持および新規ポジションに必要な必要証拠金をカバーできるかを評価するための目安となります。すなわち、総資産の額は、常に必要証拠金額、かつ 200 米ドル相当額を上回っている必要があります。

ロスカットにより口座残高がマイナスに発生した場合

マイナス分をご入金、もしくは他口座からの資金移動によってマイナスを解消していただきます。

なお、お客様とのご連絡が 10 営業日以上取れない場合、当社の判断により他口座からの資金移動を行う場合があります。

当社の行った資金移動に起因し、その後お客様に発生した損害(ロスカットが実施される等)について当社はその責任を一切負いません。

証券 CFD 取引に係る税金について

個人のお客様の場合、証券 CFD 取引で発生した益金に係る税金については、発生した時期により以下の取扱いとなります。

・2011年12月31日までに発生した益金

雑所得(総合課税)の対象となり、雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。

・2012年1月1日以降に発生した益金

雑所得(申告分離課税)の対象となり確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことが出来ます。

法人のお客様の場合、証券 CFD 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。

金融商品取引業者は、顧客に証券 CFD 取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家又は管轄の税務署にお問い合わせください。

証券 CFD 取引の際の手続き

お客様が当社にて、証券 CFD 取引をする際の手続きの概要は、次の通りです。

(1)取引の開始

a. はじめに

当社から本書面とひまわり CFD ガイドブックおよび取引約款が交付されますので、証券 CFD 取引の概要やリスクについて十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引をおこなってください。

b. 証券 CFD 取引口座の設定

証券 CFD 取引の開始にあたっては、個人のお客様の場合、お客様自身にオンライン上で申込フォームに入力した内容及び取引ルールの確認をしていただき、法人のお客様の場合は、当社よりお送りする申込書面にご記入いただくとともに、取引ルールの確認をしていただき一式ご返送いただきます。個人のお客様及び法人のお客様ともに、当社にて審査した後、証券 CFD 取引口座の設定手続きを開始します。その際、ご本人である旨の確認書類を差し入れていただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要となります。

c. 口座開設完了

当社より口座開設通知書類(ログイン ID・パスワード・入金口座等)を簡易書留にてお送りします。

(2)注文の指示

証券 CFD 取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に次の事項を正確に指示してください。

a. 売付又は買付の別

b. 注文数量

c. 価格(指値又は成行)(指値には、当社が提示するビッド価格又はオファー価格。)

d. 注文の有効期限

(3) ポジションの決済

ポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合には、決済とし、取引数量分がポジションから減少します。

(4) 注文をした取引の成立

注文をした証券 CFD 取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引残高報告書をお客様に交付します。

(5) ポジション、証拠金等の報告

当社は、取引状況を確認いただくため、証券 CFD 取引の建玉、証拠金額及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を作成して、お客様に交付します。

(6) 電子的方法による書面の交付

電子的方法による報告書の交付をご利用いただけます。

(7) 当社からの報告書や通知の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。

当社の概要

商号等	ひまわり証券株式会社 関東財務局長(金商)第150号
本店所在地	〒105-0022 東京都港区海岸 1-11-1
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会
資本金	4,330,028,128 円
主な事業	金融商品取引業・投資助言業
設立年月	平成 14 年 2 月 14 日
連絡先	:0120-86-9686
E-Mail	cfid-himawari@sec.himawari-group.co.jp

苦情受付窓口

受付時間	午前9時から午後5時まで
窓 口	法務コンプライアンスチーム
受付方法	電話 03-5400-3590

苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

URL : <http://www.finmac.or.jp/>

東京事務所: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館

大阪事務所: 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

ひまわり CFD 取引に関する主要な用語（五十音順）

本書面 で用いられている用語の一覧および意味を以下に示します。なお、取引約款において多くの用語および表現が定義されています。

アソシエイト

(1)当社の役員、従業員、代理人、代表者または提携者等である者、(2)ひまわり証券、および同社が一部もしくは全部支配する一切の法人、または、それらの役員、従業員、代理人、代表者もしくは提携者等を意味します。

イフダン注文

2つの注文が関連付けられている注文方法を意味します。第一次の注文が実行されると、第二次の注文が有効となる注文です。

営業日

日本における一切の銀行営業日(土曜日、日曜日および祝祭日を除く)を意味します。

OCO 注文

指値注文と逆指値注文の組み合わせで、一方が約定すると自動的に他方がキャンセルされる注文方法を意味します。One Cancels the Other Order の略です。

オーバーナイト金利

翌日まで持ち越された CFD 取引(債券 CFD を除く)のポジションに対して、お客様が支払う、または受け取る金利相当額を意味します。

オファー

当社がツウウェイブライズで提示するひまわり CFD の価格のうち、お客様が買うことができる価格を意味します。

基準金利

該当通貨毎に当社が決定する金利を意味します。

基本通貨

口座における通貨であり、日本円を意味します。

キャッシュ・バランス

お客様が差し入れた証拠金の額に、CFD 取引により実現した利益の額を加え、または CFD 取引により実現した損失の額を減じて得た額から、各種手数料を控除し、オーバーナイト金利等各種調整を加えた現金残高を意味します。

ギャッピング

世界の政治、経済状況や特定企業に関するニュース等の外的要因によって、市場価格やレートが連続的に決定されないために損失を被るリスクに直面する状態のことを意味します。

金融商品取引業者

店頭デリバティブ取引を含む金融商品取引業を行うことについて、金融商品取引法に基づく登録を受けた者をいいます。

決済時間

日本時間午前 7 時(英国ロンドン時間の前日午後 10 時)、英国ロンドン夏時間中は日本時間午前 6 時(英国ロンドン時間の前日午後 10 時)を意味します。

原資産

CFD 取引の価格決定のために参照される一切の資産、有価証券、指数、デリバティブ、商品または通貨を意味します。

コーポレート・アクション

原資産に係る配当、株式の無償交付、組織再編、株主割当増資、株式分割その他の行為を意味します。

差金決済

CFD取引の決済にあたり、原物の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差額を授受することによる決済方法を意味します。

指値注文

現在の取引価格よりも有利な特定の価格を示して(指して)行う注文方法です。

スプレッド

当社が提示する CFD 取引のビッドとオファーの差を意味します。

GTC 注文

当該注文を取り消すまで有効となる注文。Good Till Cancelled Order の略です。

スリッページ

逆指値注文においてお客様が指定した価格より不利な価格で執行される場合、またはその価格を意味します。

清算値

ポジションをロールオーバーする際に使用される価格(一日の終値の近似値)のことで、この清算値で日々決済(現金化)されるとともに、清算後はこの清算値で建玉されることとなります。

総資産

「株式 CFD」「指数 CFD」「債券 CFD」の各口座に、お客様が差し入れた証拠金の額(現金残)から、差損益を加減した金額です。差損益は、相場の変動等に合わせてリアルタイム変動し計算されます。

店頭デリバティブ取引

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引のうち金融商品取引法で定めるものを意味します。

投資可能余力

総資産から必要証拠金額を控除した額を意味します。これは、お客様が口座から引き出すことや新たな証拠金に充当することができる金額となります。

必要証拠金

CFD取引を履行(建玉ならびに維持)させるために事前に差し入れる保証金のことで、お客様の各口座の純資産がこの必要証拠金額を下回った場合には、ポジションの維持ができずロスカットとなります。

ビッド

当社がツウウェイプライスで提示するひまわり CFD の価格のうち、お客様が売ることができる価格を意味します。

ひまわり交換レート

現行の為替市場レートを考慮した上で、当社が適宜合理的に決定する外国為替レートを意味します。このレートは当社の外国為替商品向けに当社が提示した価格とは異なる場合があります。

ロスカット

お客様の資産がロスカット・レベルに達した場合、当社が、リスク管理のため、お客様のポジションを強制的に決済することを意味します。

20120109